

農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 令和7年8月14日（木）午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（17人）

会長 鈴木 秀 会長職務代理者 森田 昭則

1 番 前田 和幸 2 番 間崎 孝至 3 番 桐生 五郎

4 番 渥美 利男 6 番 浦川 広巳 7 番 山中 進

8 番 阪田 泰久 9 番 市川 正之 10 番 舘 宣一

12 番 平子 伸 13 番 稲田 利幹 14 番 上田 みね子

15 番 豊田 栄美子 16 番 大野 久美子 17 番 小林 登志樹

4. 欠席委員（2人）

5 番 打田 光橋 19 番 鈴木 啓之

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、森

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 26 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしく願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 26 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 2 番間崎孝至委員、議席番号第 3 番桐生五郎委員をお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、8の75番は飯野地区、申請地は道伯町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,930㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13の72番は若松地区、申請地は南若松町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は321㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13の73番は若松地区、申請地は南若松町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は384㎡です。取得後は野菜及び果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13の81番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は304㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15の83番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は196㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、19の76番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,054㎡です。取得後は水稻及び小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、19の77番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,453㎡です。取得後は水稻及び小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、19の78番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は4,778㎡です。取得後は水稻及び小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、19の79番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は4,173㎡です。取得後は、果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22の80番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,534㎡です。取得後は、花きを栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 84 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 990 m²です。取得後は水稻及び麦を栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 85 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 842 m²です。取得後は水稻及び麦を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 12 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況で、農用車の欄ですが、空欄のものは、農用車がないのですか。

事務局

申告に基づき記載させていただいておりますので、記載もれと思われます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書 3 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

15 の 9 番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,014 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 1 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書4ページ、及び位置図の5ページ目をご覧ください。

まず、6の8番ですが、白子地区、申請地は白子町地内、登記地目は田、現況地目は宅地、面積は653㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地の一部とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請人は、平成10年7月ごろより一部を造成して農家住宅用地として利用していた旨の始末書が提出されております。

続きまして、15の18番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は444㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、本申請はこの後に説明いたします、農地法第5条貸借権の15の18番と同一案件となります。

続きまして、20の7番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は883㎡です。申請内容は、当該地を農業用資材置場とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は3件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

集落に接続しているとのことですが、間に道路がある場合の考え方を教えてください。

事務局

道路をはさんで北側に住宅があるため、集落接続としています。

集落接続の考え方につきましては、次回資料で説明させていただきます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書5ページ、及び位置図の続き8ページ目をご覧ください。

まず、1の67番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,540㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、419.18㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

まず、6の64番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は440㎡です。申請内容は、当該地を駐車場兼資材置場用地とするものです。申請者は、四日市市で建設業を営んでおり、津市方面で信号機のLED化の工事を予定しているため、資材置場及び作業車両・従業員駐車場として使用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の65番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,041㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、420.28㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の66番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,009㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、420.28㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の59番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,827㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、468.18㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の61番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は899㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、429㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の62番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は1,021㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.9㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の63番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は1,332.95㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、468.18㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の60番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,487㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とする

ものです。パネル設置面積は、411.9 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の57番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は885 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、479 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の69番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は85 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、隣接地で飲食店の開業を予定しており、その駐車場として使用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の58番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は3,248 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,595 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000 m²を超える案件の為、8月8日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は12件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書8ページ、及び位置図の続き20ページ目をご覧ください。

まず、7の19番は稲生地区、申請地は稲生塩屋三丁目地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、登記地目・田、現況地目・雑種地が4筆、合計面積は3,035 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、稲生塩屋三丁目で運送業を営んでおり、本社敷地内に駐車場が無いことから、貨物自動車及び従業員駐車場として使用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。なお、申請人は、平成10年ごろより造成して駐車場用地として利用していた旨の始末書が提出されています。また、こちらは3,000 m²を超える案件の為、8月8日に現地確認を実施しています。

続きまして、9 の 17 番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 499 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 18 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 444 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、本申請はさきほど説明いたしました、4 条の 15 の 18 番と同一案件となります。

以上、申請件数は 3 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 5 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4 横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書 1 ページ目をお開きください。

1 ページは国府地区です。1 番は、10a 当たり 30kg の賃貸借です。

2 ページは加佐登地区です。2 番は、使用貸借で、3 番から 7 番は、10a 当たり 20,000 円の賃貸借です。

3 ページは石薬師地区です。8 番から 14 番は、使用貸借です。

4 ページは一ノ宮地区です。15 番から 17 番は、10a 当たり 10,500 円と 7,500 円と 30kg の賃貸借です。

5 ページは箕田地区です。18 番から 20 番は、10a 当たり 35kg と 10kg の賃貸借です。

6 ページは玉垣地区です。21 番は、10a 当たり 50kg の賃貸借です。

7 ページは栄地区です。22 番から 27 番は、ほ場整備事業完了までは 0 円、その後は J A 鈴鹿の概算金額の賃貸借です。

8 ページは合川地区です。28 番から 31 番は、一筆 60kg と 90kg の賃貸借と使用貸借です。

9 ページから 11 ページは久間田地区です。32 番から 51 番は使用貸借です。

12 ページは深伊沢地区です。52 番から 54 番は、10a 当たり 5,000 円と 8,000 円の賃貸借と使用貸借です。

13 ページは、鈴峰地区です。55 番と 56 番は、10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 10 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 10 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。